

心豊かで いきいきと暮らす ふるさとづくり



広報たけとみちよう

日本最南端の町の広報誌



町長に提言発表後の集合写真



平成29年
12月末現在
総人口：4,270人
男 性：2,219人
女 性：2,051人
世帯数：2,430戸

町長年頭のごあいさつ	2
町長提言発表会	3
黒島オーケストラ	4
・ 民生委員、児童委員 委嘱伝達交付式	5
・ 赤い羽根 建設部会	
・ ANAヤマネコ寄付金	
庁舎整備進捗状況について	6
世界自然遺産登録に向けた フォーラムのお知らせ	8
国民健康保険について	9
国民年金についてのお知らせ	10
沖縄県離島住民割引 運賃カードについて	12
にっぽん縦断こころ旅 エピソードの募集について	13
税務署からのお知らせ	14
民事調停とは	15
八重山警察署からのお知らせ	16

2018年
1月号 No.426



世界自然遺産 登録に向けたフォーラム

知ることで守られる、琉球諸島の自然価値



平成30年 18:30 開演予定

2月12日(月)

会場:西表島 中野わいわいホール

第1部
基調講演

第2部
パネルディスカッション



平成30年 18:30 開演予定

2月14日(水)

会場:大宜味村 環境改善センター

【基調講演】

小笠原村職員
環境課環境係長
鶴田 典之

【コーディネーター】

公益社団法人沖縄県地域振興協会
事業審査委員会委員
西銘 史則

【有識者】

沖縄国際大学
名誉教授
宮城 邦治

※開催日程や内容は変更になる場合があります。



目指せ!!奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産
美しい自然、貴重な生態系を次世代へ

主催: 沖縄県 [環境部 自然保護課]

世界自然遺産登録について詳しくは

沖縄県 世界自然遺産

検索

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/sekaishizenisan/>



竹富町

国民健康保険



けんこうくん
沖縄県 国保マスコットキャラクター

国保税の納め忘れはありませんか？

第8期分の納期限は 2月28日 です。

※口座振替の方は、2月26日に振替予定です。（第8期分）

納期限内納付のご協力をお願いします。

- ・ 納期限を過ぎると、金融機関での納付ができなくなります。
- ・ 万が一納期限を過ぎてしまった場合には、本庁舎・出張所にて直接納付をお願いします。
- ・ 納付書再発行は、郵送でも対応しております。

* 第7期分の納期限は 1月31日 です。

☆社会保険(職場の健康保険)加入したとき

「会社に就職して職場の健康保険に加入した場合」や「家族の職場の健康保険に被扶養者として加入した場合」は、竹富町国民健康保険の喪失の手続きは会社や役場が行うのではなく、ご自身での届出が必要です。

職場の健康保険と国民健康保険の二重加入が多くなってきており、加入・喪失が確定した時点で届出をお願いします。そのままにしていると、**国保税がずっと課税されたままになり督促状や催告書が送られてきます！**

自動的に更新されません！
ご自身での届出が必要です！

国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき(就職) (職場の健康保険の被扶養者になったとき)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 社会保険カード(写し) <input type="checkbox"/> 印かん
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき(退職) (職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき)	<input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 印かん

— 保険税の納付は 口座振替がおすすめです —

《手続きに必要なもの》



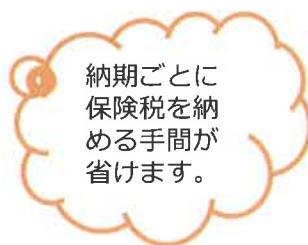
国民健康保険 被保険者証



預金通帳



登録印鑑



— 手続きができる金融機関 —

郵便局（ゆうちよ銀行）・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・琉球銀行・

沖縄県農業協同組合(JA)・沖縄県労働金庫（ろうきん）

※納期限の1ヵ月以上の余裕をもって、上記の金融機関へ直接お申込みください。

昨年より継続して振替の方は手続きの必要はありません。一度手続きすれば、翌年度からの分も自動更新されます。

国保に関するお問い合わせは…竹富町役場 82-6191（代）健康づくり課 国保係

会社を退職（失業）された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

*勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

*退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

●手続きについて

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

●手続きに必要なもの

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

●保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。平成29年度の月額保険料は16,490円です。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

●老齢基礎年金 年金額 779,300円（満額）平成29年度*

- 20歳から60歳になるまでの40年間、全額保険料を納付された方は65歳から上記の満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
- 厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができます。受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。
- お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

●障害基礎年金 年金額 974,125円（1級）平成29年度* 779,300円（2級）平成29年度*

- 国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

●遺族基礎年金 年金額 1,003,600円（子が1人いる配偶者の場合）平成29年度* (基本額 779,300円 + 子の加算額 224,300円)

- 国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 遺族基礎年金の支払いは、子が18歳（子に障害がある場合は20歳）に到達する年度の末日までです。

※年金額は毎年度変わります。上記の年金額は、平成29年度の額です。

*保険料を納めることが困難な場合、保険料の免除制度があります。特に、退職（失業）された場合は、失業特例が適用されます。ぜひ、ご相談ください。

国民年金保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

退職（失業）の場合は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の所得がゼロとして審査されます。

メリット2

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

メリット3

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1ヶ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例[退職（失業）された方の所得をゼロとして審査]が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。

●申請に必要なもの

① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）

② 年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類

③ 雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された保険料をあとから納めることはできますか？

免除された保険料は、10年内であれば、あとから納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

「免除」や「追納」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

沖縄県離島住民割引運賃カードについて

[カード交付対象者]

- ①離島住民（町内に居住し、住民登録を行っている者）
- ②離島出身学生等（学校教育法／昭和22年法律第26号）で定める学校に在学する者で父母のどちらかが町内に居住し、住民登録を行っている者）

[必要なもの]

- ①写真：3cm×2.5cm（3ヶ月以内に撮影した顔写真）
- ②本人確認書類（運転免許証・各種保険証など）
※離島出身学生等は、学生証の提示、または在学証明書の原本もあわせて提出願います。
- ③印鑑
- ④代理手続の場合は委任状が必要です。※配偶者の場合には、委任状が必要です。

◎次に該当する場合は、委任状を省略できる。

親族が同居する中学生以下並びに高齢、心身の故障または文盲により自ら申請書を記載することができない者に代わって代理申請する場合で、住民票等により同居の事実が確認できる場合。

沖縄県離島住民割引運賃カードの利用をお急ぎの方は、本庁での即日交付が可能です。

出張所で受付した場合は、後日自宅への郵送となります。受付から受取までにはお時間がかかります。

離島住民のための割引運賃を利用するには、対象者であることを証明する「沖縄県離島住民割引運賃カード」の提示が必要です。電話等で番号をお教えすることはできませんので、必ず離島住民割引運賃カードをご確認ください。

- 適切な写真でない場合、撮り直しをお願いする場合がありますので、ご留意ください。
- 更新の場合は、前回使用した写真はご利用になれません。

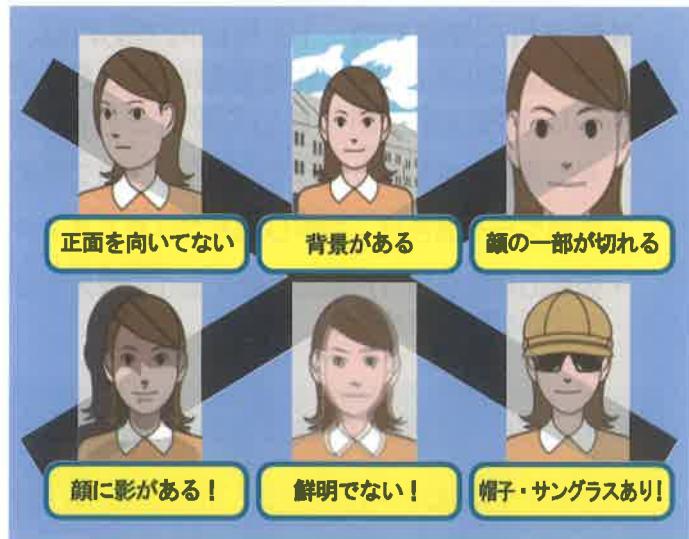
【顔写真について】

- 3ヶ月以内に撮影された（縦3cm×横2.5cm）の写真となります。



※背景無地でお顔がはっきりしていれば、スナップ写真でも可。

※正面、無帽、サングラス及びマスクなしをご用意ください。



★使用する写真は、証明写真と同等のものとなります。

に
っぽん
縦断

こころ旅



募集期間：平成29年12月26日～平成30年2月5日

応募内容：次の内容を明記の上、ご応募ください。（写真も大歓迎です）

- (1) 住所
- (2) お名前
- (3) 電話番号
- (4) 性別
- (5) 年齢
- (6) 思い出の場所・風景
- (7) 場所にまつわるエピソード

「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」「みんなに伝えたい風景」「音の記憶と重なる情景」など、様々な風景や場所にある皆様のエピソードの応募をお願いします。

応募方法（問合せ先）

- 番組ホームページから <http://nhk.jp/kokorotabi>
- ファックスで 03-3465-1327
- はがき・封書で 〒150-8001 NHK「こころ旅」係

問合せ先 NHK ふれあいセンター 0570-066-066

ナビダイヤルが利用できない場合は 050-3786-5000



「写真提供 NHK」

法定調書の作成・提出はパソコンで!!
～ e-Tax、光ディスクでもっと便利に～

平成 29 年分の「給与所得の源泉徴収票等」（以下「法定調書」という）及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」という）の提出期限は、平成 30 年 1 月 31 日（水）となっております。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いいたします。

作成に当たっては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

○法定調書の作成・提出は e-Tax で

法定調書及び合計表は、e-Tax を利用して、自宅や、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して提出することができます。

また、e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフト（通常版）のダウンロードやパソコンへのインストールすることなく、Web 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出ができます。

○光ディスク等（CD、DVD、MO、FD）による提出

法定調書は、e-Tax による提出のほか、光ディスク等（CD・DVD・MO・FD）により提出することができます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



○給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出は eLTAX が便利です！

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、一定額以上の支払に係るものについて、受給者がお住まいの市町村に「支払報告書」を提出するほか、記載内容がほぼ同一の「源泉徴収票」を事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出する必要があります。

平成 29 年 1 月から、地方税における手続（給与・年金の支払報告書）と、国税における手続（給与・年金の源泉徴収票及び合計表）については、eLTAX（PCdesk）により一括して作成し、インターネットを利用して提出（電子的提出の一元化）することが可能となりました。

詳しくは、eLTAX ホームページ (www.eltax.jp) をご覧ください。

※ PCdesk を利用する際には、e-Tax の利用者識別番号の取得や、電子証明書の登録など、e-Tax

「財産債務調書」「国外財産調書」の提出が義務付けられています！

財産債務調書の提出が義務付けられています。 平成 28 年分の所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、総所得金額等の合計額が 2 千万円を超えるか、かつ、平成 29 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産等を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、平成 30 年 3 月 15 日（木）までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出をお願いします。

「国外財産調書」の提出が義務付けられています。 居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、平成 29 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、平成 30 年 3 月 15 日（木）までに、住所地等の所轄税務署に提出をお願いします。

税務署



取引先に代金を
払ってもらいたい

敷金を返して
もらいたい



隣に静かに
してほしい



そんなときには

民事調停

があります。

民事調停 とは

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、
話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続です。

民事調停の**5**つの特徴

1

手続が簡単

申立書の作成は簡単で、
手続案内もしています。

2

費用が安い

例えば、10万円の代金
を請求する場合にかかる
費用は、手数料**500円**
と必要な郵便料金です。

3

解決が早い

多くの事件が
申立てから**3か月以内**に
終了しています。

4

裁判官と調停委員が 間に入った話し合い

- 法律的な問題や専門的な問題も、当事者の方と一緒に解決を目指します。
- 手続は非公開です。

5

判決と同じ効果

調停が成立した内容について
は、強制執行ができる場合もあります。

調停で話し合う様子（イメージ）



くわしくは
裁判所のウェブサイトへ

裁判所 民事調停

検索

<http://www.courts.go.jp/>



民事調停制度が
分かる動画
「5分くらいでわかる!!
民事調停制度」
も配信中！



緊急の事件・事故は 110番!!



沖縄県内の110番通報は、全て沖縄県警察本部に繋がります。
110番通報の際は、あわてず、落ちついて、警察官の質問に答えて下さい。

① 何がありましたか？

《どうぼう、交通事故、けんか口論など…》



② 場所を教えて下さい

《地番、目標となる建物や会社名、交差点名、電柱番号など…》



③ いつごろですか？

《何時ごろ、何分くらい前など…》



④ 犯人の特徴を教えて下さい

《性別、服装、体格、乗り物、逃走方向など…》



⑤ 今の状況は？

《けが人、被害の状況、事件事故の様子など…》



⑥ あなたの住所、氏名は？

《氏名、住所、連絡先など…》

※「110番通報」は緊急通報電話です。

正しく利用していただけないと、緊急を要する事件・事故の現場に警察官が到着できない場合があります。

緊急時以外は、相談ダイヤル（#9110）を利用して下さい。

八重山警察署からのお知らせ

お問い合わせ
電話 0980・82・0110
八重山警察署

平成30年 年頭のあいさつ



明けましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、新たな夢と希望に満ちた、輝かしい新年を健やかにお迎えのことと、心からお慶びを申しあげます。また、日頃より町政運営におきましても、格別なご理解とご高配を賜っており、衷心より厚くお礼を申しあげます。

さて、昨年は、私の町政運営のモットーであります「決める行政・決める政治」を掲げ、多くの目標や政策をスピード感を持って実行できるよう、大胆な発想の元で、役場の組織機構改革を行い各課題解決に向け取り組んでまいりました。

中でも就任当初から喫緊の課題として取り組んできました、波照間航路の安定化に関しても、昨年の10月に新造船が就航しております。課題等は、まだまだございますが、更なる就航率アップに向け、引き続き取り組んでまいります。

また、本町の最重要課題であります、庁舎移転につきましても、「新竹富町役場移転に関する基本方針（案）」を基に、新庁舎・石垣支所・出張所整備に向け各種調査及び財政シミュレーション等の業務を急ピッチで進めているところであり、新年度の早い時期に、「新竹富町役場移転に関する基本方針」をお示しできる予定でございます。

昨年同様、社会情勢は、依然として厳しい状況にありますが、本町の産業の振興、超高齢社会への対応、子育て世代への支援等、島々における均衡ある諸施策を展開し、「全ての町民が安心・安全で快適に暮らせる町づくり」「心豊かでいきいきと暮らすふるさとづくり」に向け、邁進する所存でございます。

本町は、今年の7月2日に町制施行70周年の節目を迎えます。正に70年を基礎・土台とした、これから竹富町づくりに向けての新たな一歩の年であり、これまで培われてきた経験や知識、発想を更に飛躍させ、魅力ある町づくりに向け、類例のない、新しい発想による事業やイベントを展開しようと計画しておりますので、町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、町民皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申しあげますと共に、町政運営に一層のお力添えを賜りますようお願い申しあげ、新年のごあいさつといたします。

平成30年元旦 竹富町長 西大舛 高旬

西表島の児童らが町長に提言

離島体験交流促進事業



提言発表後の集合写真

12月8日、県主催の2017年度沖縄離島体験交流促進事業（離島版）の町長提言発表会が、竹富町議事堂で開かれ、大原小学校（15人）、西表小学校（2人）、白浜小学校（2人）の小学5年生19人が参加し、西大畠町長や新博文議長、仲田教育長らを前に堂々と発表しました。

同事業は、県内離島の児童を対象に、「講演、ワークショップ、別の離島での体験交流及び島あこし会議等を行うことで、離島間ネットワークを形成しながら、自らの道を歩む力を醸成し、自分の島に向き合う機会を通して、島の良さを再認識し、ふるさとへの誇りを育み、将来のリーダーシップに繋げること」を目的としています。町長提言の発表では、自然環境保全に向けた口ボット開発や、水中動物を近くで見ることができるとネル、セマルハコガメをモチーフにしたクッキーなど、独創性あふれるアイデアが次々と発表されました。



↑大原小学校児童15名による発表の様子



↑司会・進行を務める大原小の平川楓大君



↑P·N·D（パーカクト・ネイチャー・ディフェンス）ロボ



↑提言に耳を傾ける町議員、町職員



黒島でオーケストラんど

～芸術文化体験事業～



石垣フィルハーモニー管弦楽団によるオーケストラ



↑オーケストラ演奏による黒島校の校歌ダンス



↑指揮者体験の様子



↑三線とオーケストラの共演



↑楽器の演奏体験の様子

12月24日、石垣フィルハーモニー管弦楽団（西倉佳代団長）は、竹富町での離島公演3回目となる「オーケストラんど in 黒島」を黒島小中学校体育館で開催し、島内や石垣島などから訪れた観光客らも含め約200人が本格的なオーケストラの調べを楽しみました。公演は竹富町の芸術体験事業によるもので、芸術鑑賞の機会が少ない離島の人たちに生の演奏を体験してもらうことを目的としています。これまで、第1回目は西表上原で、第2回目は小浜島で開催されています。

竹富町民生委員・児童委員 委嘱伝達交付式



↑竹富町民生委員・児童委員に委嘱された 西表 いすゞ氏（中央）

12月25日、町長室にて竹富町民生委員・児童委員の委嘱伝達交付式が行われ、西表 いすゞ氏（大富地区）が12月1日づけで委嘱されました。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣・沖縄県知事から委嘱され、民生委員法に基づいてボランティア活動に頑張つていただきます。

現在、竹富町では、各島・各地区において17名の民生委員・児童委員が委嘱を受けおり、社会調査や相談、情報提供、連絡通報、調整支援、生活支援、意見具申等の活動を行っています。



↑赤い羽根募金贈呈式 竹富町商工会建設部会 部会長 屋 重美氏（左）

12月8日、竹富町商工会建設部会（屋重美会長）は、町長室において、赤い羽根共同募金歳末たすけあい運動への寄付として50万円を寄付しました。

贈呈式で屋重会長は、「町発展のため、ボランティア活動などに協力していきたい」とあいさつし、西大舛町長は「毎年の寄付に感謝する。恵まれない人たちのため有効に活用したい」と感謝を述べました。

同部会は1999年から毎年寄付を続けており、累計額は710万円となっています。



↑イリオモテヤマネコ保護に寄付金贈呈 ANA石垣支店長 菅 隆宏氏（左）

12月18日、イリオモテヤマネコ保護に活用して欲しいと、全日本空輸株（ANA）石垣支店（菅隆宏支店長）が竹富町に5万円を寄付しました。

ANAは、同支店などに募金箱を設置し、職員やパイロット、客室乗務員らが少しづつ募金活動を開催し、今年7月のボーイング787型機就航を記念したパーティーでの余剰金も合わせ寄付しました。寄付金はイリオモテヤマネコ保護基金として活用されることとなっています。

赤い羽根募金へ五十万円寄付 竹富町商工会建設部会

・イリオモテヤマネコ保護に 寄付金ANA石垣支店

庁舎整備進捗状況について

～石垣支所に関する調査委託業務～

お問合せ先

竹富町役場 政策推進課
庁舎整備推進係：大嶺、古見
Tel 0980-82-6191
Fax 0980-82-6199

平成 29 年 11 月末に「石垣支所に関する土地・施設等調査委託業務」が終了しました。

石垣支所に関する土地・施設等調査委託業務

調査内容

石垣支所の基本条件に関する調査

■ 調査範囲

ターミナルから半径 500m(徒歩 6 分)圏内

■ 必要面積の算出

施設規模 : 3,937 m²

敷地面積 : 約 2,100 m²

※平成 29 年 4 月 1 日時点の本庁舎勤務の職員数である 156 人を基に算出

■ 土地・施設の抽出

抽出件数	建設の可能性あり	検討の余地あり
23 件	1 件	2 件

現在は今回の調査で挙がりました候補地について調整中です。

■ 事業方式

事業の進め方について、従来方式、PFI 方式、リース方式の 3 方式から町の現状と今後の西表本庁舎、新規出張所の建設を見据え比較。

結果、民間事業者への一括発注によるスピード性、コスト低減、支出の平準化といった点で「リース方式」が最有力と出ました。

事業方式	内 容
従来方式	町が施設の設計、建設及び維持管理・運営の各業務をそれぞれ委託・請負契約として別々の民間業者に発注する。
PFI 方式	町が施設の性能を定め、選定された PFI 事業者が資金を調達し、設計、維持管理・運営を一括受託する。
リース方式	民間事業者が資金調達・設計・建設を行った施設を町に長期リースし、投下資金回収後、町に所有権を移転する。

■ まとめ・今後の予定

老朽化が著しい現庁舎の現状を踏まえ、行政サービスの機能維持の為にも来年度の事業着手を最優先に石垣支所の整備を進めていきます。

事業スピードがあり、費用の平準化も図れるリース方式で現庁舎の機能をそのまま維持できる庁舎を整備後、現在行っている財政シミュレーションの結果も踏まえた※基本方針に沿いながら、整備を行ってまいります。

※基本方針：今年度策定予定

庁舎整備進捗状況について

～新規出張所に関する土地等調査業務～

お問合せ先

竹富町役場 政策推進課
庁舎整備推進係：大嶺、古見
Tel 0980-82-6191
Fax 0980-82-6199

「新規出張所に関する土地・施設等調査業務」が終了しました。

新規出張所用地の調査

新竹富町役場に関する基本方針（案）にて示されている新規出張所に関して、竹富、鳩間、小浜、黒島の4島で土地・施設調査を行いました。

■ 調査範囲の設定

各島の公民館、郵便局を中心として、この近辺にある空き地、施設の調査を基本とします。

■ 必要面積

出張所における必要面積は基本方針（案）を基に延べ床面積 $39/m^2$ となっていますが、今回の調査ではあくまでも空き地、施設の調査なので面積に問わず状況把握を目的として行いました。

■ 調査結果

	空き地	施設	候補地
竹 富	16 件	高齢者コミュニティセンター	遊休地多数あり コミュニティセンターは駐車場もあり利便性も高い。
鳩 間	21 件		公民館、郵便局が、向かい合っているためその付近が利便性が高いと思われる。
黒 島	47 件	農村婦人の家	第一候補としては、東筋集落内が郵便局、公民館があり遊休地も多い為適していると思われる。
小 浜	23 件	ふれあいセンター 機構改善センター	郵便局が建て替えの予定 時期によっては併設も可能ではないか。

■ まとめ・今後の計画

今回の調査では施設に関しては運用中のものが多く郵便局も含め併設させることは厳しい施設が殆どでした。この中から利便性の向上やアクセスのし易さ、敷地面積の算定など協議を重ね条件を絞りながら財政シミュレーションの結果も踏まえ候補地を検討いたします。